

- 問題 1. 本邦にある貿易会社 X は、輸出令別表第 1 の 7 の項に関連する貨物をブラジルのメーカー Y から購入し、輸入後再輸出する予定である。輸出令別表第 1 の 7 の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制であるから、同サイトにある英文の規制リストを参考にブラジルのメーカー Y に該非を確認するとよい。下線部分は正しい。
- 問題 2. 本邦にあるメーカー X は、外為令別表の 9 の項に該当する暗号装置の製造図面（2 枚）を台湾のメーカー Y に提供し、製造可能か確認する予定である。この場合、当該製造図面だけでは、当該暗号装置を製造することはできないので、メーカー X は役務取引許可を取得する必要はない。
- 問題 3. 本邦にあるメーカー X は、輸出令別表第 1 の 6 の項（1）に該当する軸受 100 セット（総価額 80 万円）と輸出令別表第 1 の 7 の項（1）に該当する集積回路 100 セット（総価額 90 万円）をタイにあるメーカー Y に家電製造用として輸出する予定である。この場合、メーカー X は、輸出令第 4 条第 1 項第四号の少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。なお、いずれの貨物も告示貨物ではない。
- 問題 4. 韓国にあるメーカー X は、東京で開催された国際見本市が昨日終了したので、出品した輸出令別表第 1 の 3 の項（2）に該当する焼却装置 α を、日本に輸入した時と全く同じ状態で、明日、韓国の自社に返送する予定である。この場合、メーカー X は、無償告示の規定により、輸出許可を取得する必要はない。
- 問題 5. 本邦にあるメーカー X の社長 α は、英国にある IT メーカー Y で社長をしている日本国籍の友人 β が、3 年ぶりに日本に一時帰国したので、現在開発中の技術について意見を聞く予定である。友人 β にリスト規制に該当する技術資料を見せる場合、日本国籍であれば、居住者といえるので役務取引許可は不要である。
- 問題 6. 外為法等遵守事項では、「顧客に関する審査に関して手続を明確にし、実施すること。」が求められている。
- 問題 7. 輸出令第 4 条第 1 項の特例の規定は、輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する貨物には適用できない。

問題 8. 本邦にあるメーカー X では、注文を受けた海外営業担当者が該非判定を行うことが暗黙の社内ルールになっている。輸出令別表第 1 と外為令別表の規定をチェックし、注文を受けた製品名がそこに規定されていなければ、リスト規制非該当と判定し、輸出している。メーカー X の輸出管理体制は適切といえる。

問題 9. 輸出令第 5 条第 1 項では、「(A) は、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第 48 条第 1 項の規定による許可若しくは第 2 条第 1 項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。」と規定されている。(A) には「税関」が入る。

問題 10. 「輸出令別表第 1 の 2 の項の中欄に掲げる貨物」とは、輸出令別表第 1 の 2 の項に該当する貨物という意味である。

問題 11. 本邦にあるメーカー X は、輸出令別表第 1 の 2 の項に該当する工作機械 1 台を、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、オランダのメーカー Y に輸出した。この場合、メーカー X は、この輸出に関する資料を輸出時から少なくとも 7 年間保存しなければならない。

問題 12. 本邦にあるメーカー X は、インドネシアにあるメーカー Y から、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する合金 20 トン分の注文を受けた。用途を確認したところ、通常兵器である戦闘機の部品製造に使うとメールで連絡を受けた。この場合、通常兵器キャッチオール規制の用途要件を満たすので、メーカー X は輸出許可申請が必要である。なお、インドネシアは、輸出令別表第 3 の 2 に掲げる地域ではない。

問題 13. 東京にある貿易会社 X は、大阪にあるメーカー Y から、ロボット α の該非判定書を入手したところ、「ロボット α は、輸出令別表第 1 の 6 の項（7）に該当し、かつ、輸出令別表第 1 の 16 の項にも該当する。」と記載されていた。貿易会社 X の輸出管理担当者は、メーカー Y の該非判定書は、誤っていると判断し、再度、提出をお願いすることにした。貿易会社 X の対応は適切である。

問題 14. 九州にある大学 X は、ロンドンにある出版社 Y との契約に基づき、外為令別表の 9 の項（1）に該当する製造技術を含む論文を同社が世界中で販売している科学雑誌 α に掲載する予定である。出版社 Y に電子メールで論文の原稿を送る場合、大学 X は、役務取引許可を取得する必要がある。

問題 15. 東京にある貿易会社 X は、パキスタンにあるメーカー Y（外国ユーザーリストに掲載されている。懸念区分は、ミサイル。）から輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する小型バス（5 台）の注文を受けた。当該バスは、社員の通勤用と連絡を受けている。この場合、貿易会社 X は、キャッチオール規制に基づく輸出許可申請をする必要はない。

問題 16. 本邦にあるメーカー X は、インドの警察から、輸出令別表第 1 の 9 の項（7）に該当する暗号通信装置 10 セット（総価額 500 万円）の注文を受けた。用途を確認したところ、反政府活動をする団体を監視するために使用すると連絡を受けた。メーカー X が特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、当該暗号通信装置を輸出する場合、事前に経済産業省に届出をする必要はない。

問題 17. 中華人民共和国は、輸出令別表第 4 に掲げる地域である。

問題 18. 外為法第 55 条の 10 により、全ての輸出者は、経済産業省の安全保障貿易検査官室に外為法等遵守事項を含む輸出管理内部規程を提出することが法律上義務付けられている。

問題 19. 輸出許可申請時に添付する契約書には、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであることが運用通達等で求められている。

問題 20. 外為法等遵守事項では、子会社及び関連会社について、親会社とは別法人であるから、安全保障貿易管理に関する適切な指導までは求めている。

問題 2 1. 東京にあるメーカー X は、自社の株主に対して、抽選で工場見学を実施している。工場見学コースは、株主専用に設置されたコースで、リスト規制に該当する技術についても説明があるが、メーカー X の株を買えば誰でも株主になることができるので、非居住者の株主に工場見学を実施する場合であっても、公知の技術を提供する取引にあたり、役務取引許可は不要である。

問題 2 2. 東京にある貿易会社 X は、マレーシアにあるメーカー Y に輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (2) 5 に該当する凍結乾燥器 1 台を個別の輸出許可を取得して輸出した。ところが、輸送中に一部が破損したため、貿易会社 X は、メーカー Y からクレームを受け、至急、日本に当該凍結乾燥器を送り返してもらい、同一の凍結乾燥器に交換した後、メーカー Y に無償で輸出する予定である。この場合、無償告示の規定により、輸出許可は不要である。

問題 2 3. 本邦にある貿易会社 X は、シンガポール向けに輸出令別表第 1 の 6 の項に該当するロボットや工作機械を毎月頻繁に輸出している。この場合、貿易会社 X は、一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を取得するとよい。

問題 2 4. 東京にある貿易会社 X は、台湾にあるメーカー Y からサーバー 10 台 (輸出令別表第 1 の 16 の項に該当) を購入し、米国にある TV 局に社内 LAN 用に販売する仲介貿易取引を行う予定である。当該サーバーは、台湾から米国に直接輸出される。この場合、貿易会社 X は、外為法第 25 条第 4 項の仲介貿易取引許可を取得する必要はない。

問題 2 5. 東京にある大学 X では、輸出令別表第 1 の 2 の項 (12) に該当する測定装置 1 台を、契約に基づき米国にある大学 Y に貸し出す予定である。当該測定装置は、1 ヶ月後に大学 X に戻される予定であれば、安全保障上の懸念はないので、大学 X は、輸出許可を取得する必要はない。

2019年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第43回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
リスト規制	国際的な合意等に基づき、通常兵器や大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1の1から15の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の1から15の項の中欄に掲げる技術の提供に際して、経済産業大臣の許可が必要となる制度。主に機能・仕様(スペック)に着目した規制。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。主に需要者及び用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。